

通所介護・介護予防通所介護
重要事項説明書

社会福祉法人 出雲南福社会
老人デイサービス寿生の丘

老人デイサービス 寿生の丘の介護サービスについて（重要事項説明書）

1. 事業の目的

老人デイサービス 寿生の丘が行う認知症専用併設型通所介護・介護予防通所介護の事業は、要介護（支援）状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とします。

2. 運営方針

事業の目的を達成するため、利用者の要介護（支援）状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護（支援）状態となることの予防に資するよう、その目的を設定し、計画的に行うものとします。

2. 老人デイサービス 寿生の丘は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供します。

3. 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとします。

4. 事業所は、認知症対応型通所介護（介護予防認知症対応型通所介護）を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとします。

3. 事業所の概要

事業所名	老人デイサービス 寿生の丘		
所在地	島根県出雲市大津町3622番地15		
提供可能サービス及び 介護保険事業所番号	通所介護	：3270400603号	
	介護予防通所介護	：3270400603号	
管理者及び連絡先	サービス種類	管理者氏名	連絡先
	通所介護・介護予防通所介護	飯塚 優子	Tel 0853-30-6213
サービス提供地域	出雲市		

4. 営業時間

サービスの種類	平日	土曜日	日曜日	祝・祭日
通所介護	9:30～15:45	9:30～15:45	—	—

※ 通所介護・介護予防通所介護の営業日は、祝日、8月14・15日及び12月30日から翌年1月3日まで休みとします。

5. サービスの内容

老人デイサービス 寿生の丘が行う指定通所介護・指定介護予防通所介護は、併設型通所介護・介護予防通所介護とし、その内容は、次のとおりです。

- ①生活指導 ②個別機能訓練 ③介護サービス ④介護方法の指導 ⑤健康状態の確認 ⑥給食サービス ⑦入浴サービス ⑧口腔機能向上サービス ⑨延長サービス

6. 利用料金及びその他の費用の額

イ 通所介護・介護予防通所介護（1日あたり）

サービス提供時間	介護認定	利用料	利用者負担(1割)	利用者負担(2割)	利用者負担(3割)
3時間以上 4時間未満	要支援1	4,290円	429円	858円	1,287円
	要支援2	4,760円	476円	952円	1,428円
	要介護1	4,910円	491円	982円	1,473円
	要介護2	5,410円	541円	1,082円	1,623円
	要介護3	5,890円	589円	1,178円	1,767円
	要介護4	6,390円	639円	1,278円	1,917円
	要介護5	6,880円	688円	1,376円	2,064円
4時間以上 5時間未満	要支援1	4,490円	449円	898円	1,347円
	要支援2	4,980円	498円	996円	1,494円
	要介護1	5,150円	515円	1,030円	1,545円
	要介護2	5,660円	566円	1,132円	1,698円
	要介護3	6,180円	618円	1,236円	1,854円
	要介護4	6,690円	669円	1,338円	2,007円
	要介護5	7,200円	720円	1,440円	2,160円
5時間以上 6時間未満	要支援1	6,670円	667円	1,334円	2,001円
	要支援2	7,430円	743円	1,486円	2,229円
	要介護1	7,710円	771円	1,542円	2,313円
	要介護2	8,540円	854円	1,708円	2,562円
	要介護3	9,360円	936円	1,872円	2,808円
	要介護4	10,160円	1,016円	2,032円	3,048円
	要介護5	10,990円	1,099円	2,198円	3,297円
6時間以上 7時間未満	要支援1	6,840円	684円	1,368円	2,052円
	要支援2	7,620円	762円	1,524円	2,286円
	要介護1	7,900円	790円	1,580円	2,370円
	要介護2	8,760円	876円	1,752円	2,628円
	要介護3	9,600円	960円	1,920円	2,880円
	要介護4	10,420円	1,042円	2,084円	3,126円
	要介護5	11,270円	1,127円	2,254円	3,381円

- ・ 利用者負担額(利用料の1割ないし2割、3割)は介護保険認定者に適用されます。

- ・ 上記のほか、ロ入浴サービスを利用された方：40円
- ハ個別機能訓練サービスを行った場合は：27円
- ニ若年性認知症の方が利用された場合は：60円
- ホサービス提供体制強化加算Ⅲとして：6円（全ての利用者対象）

を利用料（利用者負担）として負担して頂きます。

（全てのサービスが1回あたりです。）

- ヘ 口腔機能向上サービスを実施した場合は、3ヵ月以内の期間に限り1ヵ月に2回を限度とし：150円を負担して頂きます。
- ト 利用者の方に対して、その居宅と老人デイサービス寿生の丘との間の送迎を行わない場合は、片道につき47単位を所定単位数から減算します。
- チ 介護職員処遇改善加算として、上記のイからトまでにより算定した金額の1000分の104に相当する金額を負担して頂きます。
- リ 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱとして、上記のイからトまでにより算定した金額の1000分の24に相当する金額を負担して頂きます。
- ヌ 介護職員等ベースアップ等支援加算として、上記のイからトまでにより算定した金額の1000分の23に相当する金額を負担して頂きます。

- ・ 延長サービスを利用される方：7時間以上8時間未満500円
8時間以上9時間未満1,000円
- ・ また、昼食を食べられる場合の食費として、1回600円
おやつ代として、1回50円を徴収します。

(2) その他

- ア. 利用料金の支払いは、月末締切りの翌月15日（ただし、15日が休日の場合は翌営業日とする）とし、原則として、契約者（または代理人）名義の貯金口座振替（貯金口座振替依頼書に基づく）で処理させて頂きます。
- イ. 上記の利用負担金は、「法定代理受領（現物給付）」の場合について記載しています。「償還払い」となる場合には、いったん利用者が使用料金（10割）を支払い、その後市町村に対して保険給付分（9割）を請求することになります。
- ウ. 介護保険外サービスとなる場合（サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合を含む）は、全額自己負担となります。

7. キャンセル

- (1) 利用者がサービスの利用を中止する際には、すみやかに所定の連絡先までご連絡ください。

連絡先：電話 0853-30-6213 老人デイサービス 寿生の丘

8. 同事業所の職員体制

【通所介護・介護予防通所介護】

- ・ 管理者 1名 ・ 生活相談員 3名（兼務） ・ 介護職員 5名（兼務）

・看護職員 2名非常勤(兼務) ・機能訓練指導員 1名(兼務) 2名非常勤(兼務)

9. 緊急時対応方法

老人デイサービス 寿生の丘は、サービス提供時に利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には速やかに主治医の医師へ連絡を行うとともに、サービス提供責任者及び関係機関に連絡を行い、必要な措置を講じます。

主治医	主治医氏名		連絡先	
ご家族	氏名		連絡先	

10. 事故発生時の対応について

老人デイサービス 寿生の丘は、サービス提供時間に入浴時等の転倒などによる骨折及び受診治療を要する受傷等が発生した場合には速やかに家族に連絡を行なうと共に、必要時付き添いを行なう等の措置を講じます。

また、送迎中の事故発生時にも同様の措置を講じます。

当施設では、事故発生又はその再発防止をするため、次の各号に掲げる措置を講じます。

○サービス提供時に事故が発生した場合には、速やかにご利用者の家族等、市町村に連絡を行なうとともに、必要な措置を講じ、事故に際して行った処置を記録します。

○ご利用者に対するサービスの提供により、生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限って、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

11. 虐待の防止について

当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとします。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2. 当施設は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

12. 身体拘束防止について

ご利用者または他の利用者等の生命・身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束、その他の行動制限は行いません。緊急やむを得ない場合とは、次の

三つの要件を全て満たしていると判断された場合に限りです。

- ① 切迫性……利用者本人、または他の利用者の生命、または身体が危険にさらされる可能性が高いこと。
- ② 非代替性…身体拘束、その他の行動制限を行う以外に、代替する方法がないこと。
- ③ 一時性……身体拘束、その他の行動制限が、一時的なものであること。

緊急やむを得ない場合に該当するか否かの判断は、各部署が集まり検討した上で判断します。その後、利用者本人やご家族に対して、身体拘束の内容・理由・拘束の時間や期限等を明記した文書をもって、説明と同意を頂きます。また、身体拘束を行っている期間中でも定期的に見直しを行い、それを記録として残します。

1 3、感染症及び食中毒の発生・まん延防止について

当施設は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとします。

2. 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとします。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

1 4、業務継続計画の策定等について

当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する認知症対応型通所介護(介護予防認知症対応型通所介護)の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。

2. 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとします。

3. 当施設は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

1 5. 送迎時の対応について

送迎時の到着場所及び送迎時刻については、ご本人又はご家族等のご希望を聞き実施致します。

到着場所 ()
迎え時刻 () 頃 送り時刻 () 頃

16. 相談窓口・苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

お客様相談	電話番号 0853-30-6212 (グループホーム 寿生の丘) FAX 番号 0853-23-2563
-------	---

- ※ 苦情受付担当者：吾郷 明美 (デイサービス寿生の丘：生活相談員)
苦情解決責任者：飯塚 優子 (デイサービス寿生の丘：管理者)
第三者委員：高橋 和也 (Tel0853-48-1209)
吾郷 正巳 (Tel0853-24-1051)

苦情解決の方法

- (1) 苦情の受付：苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受付ます。なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。
- (2) 苦情の報告・確認：苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員（苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）に報告いたします。第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して、報告を受けた旨を通知します。
- (3) 苦情解決のための話し合い：苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に務めます。その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立ち会いを求めることができます。

なお、第三者委員の立ち会いによる話し合いは、次により行います。

- ア・ 第三者委員による苦情内容の確認
- イ・ 第三者委員による解決案の調整、助言
- ウ・ 話し合いの結果や改善事項の確認

- (4) 運営適正化委員の紹介（介護保険事業者は国保連、市町村も紹介）

寿生の丘で解決できない苦情は、

- ・ 島根県社会福祉協議会(〒690-0011 松江市東津田町 1741-3 いきいきプラザ島根内 電話 0852-32-5913(直通))
- ・ 国民健康保険団体連合会(〒690-0825 松江市学園一丁目 7-14 電話 0852-21-2811(介護サービス苦情相談窓口))
- ・ 出雲市役所健康福祉部高齢者福祉課(〒693-8530 出雲市今市町 70 電話 0853-21-6972(直通))に設置された運営適正化委員会に申し立てることができます。

17. 第三者による評価の実施について

- ア. 第三者評価の実施の有無 無し
- イ. 実施した直近の年月日 無し
- ウ. 実施した評価機関の名称 無し
- エ. 評価結果の開示状況 無し

18、その他、必要事項について

認知症対応型通所介護（介護予防認知症対応型通所介護）に当たる従業員の資質向上のために、次のとおり研修の機会を設けるものとします。

1. 採用時研修 採用後1ヶ月以内
2. 継続研修 年1回以上

介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護にかかる基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じることとします。

2. 従業員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはなりません。

3. 従業員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らすことのないよう、従業員でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持すべき旨を従業員との雇用契約の内容とするものとします。

4. 事業所は、適切な認知症対応型通所介護（介護予防認知症対応型通所介護）の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。

サービス契約に当たり上記のとおり説明しました。

説明者： _____

令和 年 月 日

（事業所）所在地：出雲市大津町 3622 番地 15

事業者名：老人デイサービス 寿生の丘

上記の説明に同意しました。

氏 名： _____ 印